

金ヶ崎町農業委員会議事録

令和2年10月20日午後1時30分から令和2年第11回金ヶ崎町農業委員会を、金ヶ崎町役場4階大会議室に招集して開催した。

1. 本会議に出席した委員は20名で次のとおりである。

第1番委員	岩野悦子	第11番委員	小坂倫充
第2番委員	高橋義隆	第12番委員	小野まり子
第3番委員	宮舘晃	第13番委員	及川宏和
第4番委員	田口敏	第14番委員	小嶋教三
第5番委員	高橋重貴	第15番委員	山路和弘
第6番委員	名和和弘	第16番委員	高橋新一
第7番委員	高橋正則	第17番委員	佐藤浩幸
第8番委員	松本隆	第18番委員	及川和芳
第9番委員	菊地重治	第19番委員	高橋旦志
第10番委員	有住寿哉	第20番委員	菊地成壽

2. 本会議に出席した者は次のとおりである。

事務局長	鈴木敏郎
事務局長補佐	阿部勝利
係長	及川靖
主事	渡辺知美

3. 本会議の提出案件は次のとおりである。

報告第1号	農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について
議案第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
議案第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
議案第3号	農地法適用外証明願の審査について
議案第4号	金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定について

4. 本会議の書記は次のとおりである。

係長	及川靖
主事	渡辺知美

議 長 只今から令和2年第11回金ケ崎町農業委員会会議を開会いたします。

時間 13時30分

議 長 只今の出席委員は、20名であります。
定足数に達しておりますので、金ケ崎町農業委員会会議規程第11条の規定により会議は成立いたしました。

議 長 日程第1、議事録署名人及び書記の指名を行います。会議の議事録署名人及び書記は、会議規程第14条の規定により、議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。
——異議なしの声あり——

議 長 異議なしと認め、議事録署名人には5番高橋重貴委員、6番名和和弘委員を、書記には事務局を指名いたします。

議 長 日程第2、会期の決定についてお諮りします。本会議の会期は、本日午後半日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
——異議なしの声あり——

議 長 異議なしと認め、会期は本日午後半日間と決定しました。

議 務 局 長 日程第3、諸般の報告に入ります。事務局長、報告を求めます。
【別添報告書に基づいて事務局長朗読説明】
報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 質疑が無いようですので、諸般の報告を終わります。

議 務 局 長 日程第4、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についてを議題とします。事務局説明を求めます。
【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 質疑が無いようですので、報告第1号を終わります。

議 務 局 長 日程第5、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議についてを議題とします。事務局説明を求めます。
【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について、許可に賛成する委員の挙手を求めます。
——全員挙手——

議 長 挙手全員であります。よって、当案件は許可することに決定しました。

議 長 日程第6、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。事務局説明を求めます。

事務局 局長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
説明が終わりました。つづいて、現地調査の報告を求めます。
番号1番の案件について、4番田口敏委員より報告願います。
第4番委員 4番 田口です。番号1番の案件について、現地調査の報告をいたします。10月14日午後に、街地区の高橋重貴委員と三ヶ尻地区の有住寿哉委員、及川宏和委員、事務局の及川係長と現地確認に行ってきました。
譲受人である[]が既存の資材置場を拡張し、産廃ボックス・アームコンテナ置場として使用するため、農地所有者の[]さんから田を売買により取得し、転用しようとするものです。
農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は都市計画の用途地域に指定されており、農地転用の制限を特に受ける場所ではありません。
一般基準についてですが、既存の資材置場と同じ高さに盛土及び砕石を敷き、隣接地との境界は、法面施行をして、土砂流出等の対策を行うことから、隣接地への影響は発生しないものと考えられ、事業実施の確実性、被害防除の実施も認められます。
以上のおり許可基準を満たしていることから、農地転用は許可相当であると判断いたしました。以上で、現地報告を終わります。

議 長 番号2番の案件について、17番佐藤浩幸委員より報告願います。
第17番委員 17番 佐藤です。番号2番の案件について、現地調査の報告をいたします。10月14日午前に、南方地区の高橋義隆委員、山路和弘委員、事務局の及川係長と現地確認に行ってきました。
譲受人である[]が宅地分譲地7区画を造成するため、農地所有者の[]さんから、田を売買により取得し転用しようとするものです。
農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は都市計画の用途地域に指定されており、農地転用の制限を特に受ける場所ではありません。
一般基準についてですが、事業実施に係る費用については、全額金融機関からの融資により実施することを確認しております。また、申請地に隣接する農地はなく、周辺農地への影響は発生しないものと考えられます。
以上のおり許可基準を満たしていることから、農地転用は許可相当であると判断いたしました。以上で、現地報告を終わります。

議 長 番号3番の案件について、5番高橋重貴委員より報告願います。
第5番委員 5番 高橋です。10月14日午後に、街地区の田口敏委員と三ヶ尻地区の有住寿哉委員、及川宏和委員、事務局の及川係長と現地確認に行ってきました。
譲受人である[]が[]地内にある加工場で使用する資材置場として使用するため、農地所有者の[]さんか

ら畑を貸借し、転用しようとするものです。

農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地と判断されます。また、事業地選定にあたり、他の利用可能な農地以外の土地との比較検討が行われております。

一般基準についてですが、事業計画では、用地を転圧し資材置場として使用する計画であり、土砂や雨水の流出等による隣接地への影響は発生しないものと考えられ、事業実施の確実性、被害防除の実施も認められます。

以上のとおり許可基準を満たしていることから、農地転用は許可相当であると判断いたしました。以上で、現地報告を終わります。

議 長
第 1 0 番 委 員

番号 4 番の案件について、10 番有住寿哉委員より報告願います。10 番 有住です。10 月 14 日午後、街地区の田口敏委員、高橋重貴委員、三ヶ尻地区の及川宏和委員、事務局の及川係長と現地確認に行ってきました。

譲受人である■■■■さんが自己住宅を新築するため、母親の■■■■さんから、畑を使用貸借により借受し転用しようとするものです。

農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は、■■■■から東に 300 メートル以内に位置することから、農地転用の制限を特に受ける場所ではありません。

一般基準についてですが、事業実施に係る費用については、全額金融機関からの融資により行うことを確認しております。また、隣接する南側の畑に対しては、用地に砂利敷きし、雨水等が流出しないように施工する計画であり、事業実施の確実性、被害防除の実施も認められます。

以上のとおり許可基準を満たしていることから、農地転用は許可相当であると判断いたしました。以上で、現地報告を終わります。

議 長
第 4 委 員
事 務 局

ご苦労さまでした。これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

4 番 田口です。資金は融資証明や残高証明等で確認しているのでしょうか。

農地転用の添付書類については、岩手県の事務処理要領に定められております。自己資金で事業を行う場合は金融機関からの残高証明書、借入れの場合は金融機関からの融資証明書を確認しております。

議 長

ほか、質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長

質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

議 長

討論無しと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について、許可相当の意見を付すことに賛成する委員の挙手を求めます。

——全員挙手——

議 長

挙手全員であります。よって、当案件は許可相当の意見を付して県に進達することに決定しました。

議 長

日程第 7、議案第 3 号 農地法適用外証明願の審査についてを議題

事務局
局長
第14番委員

とします。事務局説明を求めます。

【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

説明が終わりました。つづいて、現地調査の報告を求めます。
番号1番の案件について、14番小嶋教三委員より報告願います。

14番 小嶋です。番号1番の案件について、現地調査の報告をいたします。

10月14日午前に、永岡地区の小野まり子委員、高橋新一委員、松本隆委員、事務局の及川係長と現地確認に行ってきました。

申請地は、 さん所有の田ですが、現況は さんの畜舎の敷地となっております。

今回の申請に至った経緯ですが、昭和10年代から隣の さんの宅地として使用されておりましたが、昭和45年頃に現在の畜舎が建築されたとのことでした。

今回、国土調査の立会いがあり、 さん名義の田が さんの畜舎の敷地として使用されていることが判明し、農地法適用外証明願の手続きが出されました。

現地を確認したところ、申請通り、長年にわたり畜舎の敷地として利用されている状況で、農地に復元することは困難であると認められます。

なお、申請人からは今回の申請に至った経緯と、今後は農地法の定めにより手続きをすることを記載した顛末書が提出されています。

以上のことから、農地法の適用を受けない土地であることの証明は、相当であると判断いたしました。以上で現地報告を終わります。

ご苦労さまでした。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第3号 農地法適用外証明願の審査について、賛成する委員の挙手を求めます。

——全員挙手——

挙手全員であります。よって、本案は証明することに決定しました。

議長

議長

議長

議長

議長

事務局
局長

日程第8、議案第4号 金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局、説明を求めます。

【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

説明が終わりました。

ここで、利用権設定番号4番の案件について、18番及川和芳委員が、農業委員会等に関する法律第31条に該当しておりますので退席を命じます。

議長

これより、利用権設定番号4番の案件について質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議長

議長

- 議 長 利用権設定番号4番の案件について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
——全員挙手——
- 議 長 挙手全員、よって、本案は原案のとおり決定しました。
18番 及川和芳委員の入席を許します。
18番 及川和芳委員、案件については、原案のとおり決定しました。
- 議 長 続いて、利用権設定番号8番の案件について、5番高橋重貴委員が農業委員会等に関する法律第31条に該当しておりますので退席を命じます。
- 議 長 これより、利用権設定番号8番の案件について質疑に入ります。
質疑ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
利用権設定番号8番の案件について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
——全員挙手——
- 議 長 挙手全員、よって、本案は原案のとおり決定しました。
5番 高橋重貴委員の入席を許します。
5番 高橋重貴委員、案件については、原案のとおり決定しました。
- 議 長 それでは、議案第4号のそのほかの案件について質疑に入ります。
質疑ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
議案第4号 金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
——全員挙手——
- 議 長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり決定しました。
- 議 長 これで、本日の日程は全部終了いたしました。
令和2年第11回金ヶ崎町農業委員会会議を閉会します。ご苦労さまでした。

時間 14時15分